

す。市街地内の農地については、必要に応じ保全に努めるとともに、災害時の避難場所や洪水調整機能などを担う市街地の河川空間や公園についても積極的に保全します。

（２）固有の緑を生かした個性ある都市環境づくり

県内の各都市はそれぞれが豊かな歴史文化と自然環境を受け継ぎ今日に至っています。

こうした点を踏まえ、今後は、各都市のもつ固有の緑を積極的に保全・活用することにより、個性豊かな魅力ある都市環境づくりや景観の保全・形成を目指します。

なお、固有の緑の保全において、特別緑地保全地区や風致地区などの制度を積極的に活用します。

（３）地域をつなぐ緑のネットワークづくり

ライフスタイルの多様化や広域交通体系の充実などに伴い、観光に関するニーズも多様化しており、近年では都市型観光や温泉地での滞在型観光の人气が高くなっています。本県においても、県土の豊かな自然や歴史文化を享受できるような施設の整備、地域づくりが求められています。

一方、都市環境の面においても、県内の各都市は県土や地域の骨格をなす祖母・くじゅう・英彦山等の山系や丘陵地、日豊・国東・周防灘等の海岸線、大野川・玖珠川・山国川・番匠川等の河川が地域をつなぎ、各地域や都市の環境基盤を形成しています。

こうした点を踏まえ、今後は、こうした緑を積極的に保全・整備し、地域をつなぐ緑のネットワークの形成を目指します。

5 都市防災の方針

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震などの地震災害をはじめ、近年、大規模な豪雨が頻発するなど、自然災害は激甚化しており、災害に強い都市づくりが求められています。

このような中、都市防災対策は、都市の健全な発展を進めるために必要不可欠です。災害時に住民の生命と財産が確保されるよう、強靱な県土づくりを持続的に推進するほか、国土強靱化計画等に基づきながら大規模災害に対する脆弱性を適切に評価しつつ、ハード・ソフトの両面から施策を展開し、災害に強い都市構造を構築していく必要があります。

特に、津波が懸念される沿岸部や、洪水・土砂災害が懸念される区域などについては、安全の確保が必要です。このため、土地利用計画、都市防災事業、都市施設の整備などを促進することにより、安全な都市環境の整備、事前復興の備えや避難体系の確立、市街地の不燃化などを推進します。

また、市街地開発や産業用地の新規開発の際の地盤改良等宅地災害の防止等に努めます。

（１）防災的土地利用の方針

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域（レッドゾーン、オレンジゾーン）については、居住を誘導する区域には含めないこととし、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域や津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）については、必要な防災対策を具体的に講じるとともに、地震による建物の倒壊や道路閉塞、河川の氾濫やゲリラ豪雨等による浸水被害など、災害の種類や特性に応じ災害リスク評価を行うこととします。

また、防災拠点の周辺では、発災時に備えたオープンスペースを計画的に確保していきます。

（２）防災的施設整備の方針

緊急輸送道路や都市と集落をつなぐ重要な道路など、災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進します。

また、避難路や緊急輸送路としての都市計画道路の整備、緊急輸送道路等への対応としての無電柱化、避難地としての都市計画公園の機能強化やバリアフリー化等の整備、津波避難ビルの指定などを推進し、都市施設の計画的な整備による避難体系の確立に努めます。

（３）事前復興の備えの方針

平素から災害発生を想定しつつ、地域の問題点や課題等を把握した上で、被害後の復興事前準備やハード・ソフトの総合的な防災・減災対策の両面から対策を推進します。特に、災害リスクの低い区域へ都市機能や居住を誘導し、災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図り、都市の防災性向上に努めます。

また、復興事前準備の取組み、津波避難計画の周知などに努めます。

6 計画の相互支援と管理

（１）計画の相互支援と管理

平成 12 年の都市計画法の改正以降、都市計画の決定手続きについて、多くの法的な手続きの主体は、国や県から、市町村に委ねられました。そのため、市町村は、自らが住民に対し、これまで以上に計画の透明性やわかりやすさを増す機会の創出や取組を重視し、継続していかなければなりません。

一方、都市計画区域マスタープランは、各都市計画区域のこれからの都市づくりの方針や都市計画の内容、今後の都市計画の進め方について県が決定することになっています。都市計画が市町村主体であることは言うまでもありませんが、「大分県の都市計画の方針」は県が調整したり、広域的な観点で自ら計画決定しなければならない内容も含まれています。このため、都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、策定主体である県